

2017 年日本政府年次報告
「労働者災害補償についての内外人労働者の均等待遇に関する条約（第 19 号）」
（2012 年 6 月 1 日～2017 年 5 月 31 日）

1. 質問 I について

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

2. 質問 II について

○第 1 条及び第 2 条

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

○第 3 条

この条約を日本が批准した 1928 年 10 月 8 日現在においては、すでに労働者災害補償制度として

鉱業法（明治 38 年、法律第 45 号）

工業法（明治 45 年、法律第 46 号）

工夫就業扶助規則（大正 5 年、農商務省令第 21 号）

健康保険法（大正 11 年、法律第 70 号）

が施行されていた。その後、

労働者災害扶助法（昭和 6 年、法律第 54 号）

労働者災害扶助責任保険法（昭和 6 年、法律第 55 号）

船員法（昭和 12 年、法律第 79 号）

労働者厚生年金保険法（昭和 16 年、法律第 60 号）

が施行されていた。

現在は、以下の 4 つの法律によって災害補償が行われている

労働者災害補償保険法（昭和 22 年、法律第 50 号）

船員保険法（昭和 14 年、法律第 73 号）

国家公務員災害補償法（昭和 26 年、法律第 191 号）

地方公務員災害補償法（昭和 42 年、法律第 121 号）

○第 4 条

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

【2012 条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

●現行制度の取組

・労働関係法令の適用について

労働者災害補償法、労働基準法等の労働関係法令は、日本国内における就労であれば、日本人か否か、また、不法就労であるか否かを問わず、適用されるものである。

・技能実習において、入国 1 年目から労働関係法令が適用されることに対する周知、監督指導の徹底及び外国人技能実習制度の実態把握について

技能実習生に入国 1 年目から労働関係法令が適用されること等について、一人一人の技能実習生に確実に周知されるよう、入国直後又は入国直後の講習修了後から日本

の労働関係法令が適用されることや各種相談窓口などの情報を記載した技能実習生手帳を8か国語で作成し、技能実習生が入国する際、入国港において入国審査官から直接に配布しているほか、監理団体等に対し、入国直後の講習において労働基準法その他技能実習生の法的保護に必要な情報に関する講習を行うことを義務付けている。

そのほか、関係機関において、多国語での各種リーフレット等を活用することにより、周知を行っている。

労働基準監督機関においては、特に、技能実習生を使用する実習実施機関に対しては、重点的に監督指導等を行っている。事業場に対する監督指導の際、国籍にかかわらず、労働者について労働基準関係法令違反が認められた場合には、事業主に対し是正指導を行っている。また、労働基準監督機関が、技能実習生の実習実施機関に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめ、毎年公表している。

さらに、政府の事業（委託）として、実習実施機関等に対する安全衛生アドバイザーによる巡回指導、安全衛生セミナーの実施により、実習実施者に対する指導・周知、労働災害発生状況調査による労災発生状況の実態把握を行っている。

また、労働基準監督機関においては、労災請求がなされた場合は、国籍にかかわらず、労働基準監督署において適正に認定を行っている。さらに、上記事業（委託）で把握した事案の情報提供を受けた場合を含め、必要に応じ、労災保険の請求勧奨を行っている。

●今後の取組（制度のあり方についての検討）

- (1) 2016年11月に、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を講じる、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（2016年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が成立し、2017年11月からの同法の施行に向けた準備を進めている。
- (2) また、外国人技能実習機構が実習生からの相談等に母国語で応じるとともに、法令違反が疑われる事案については、技能実習法に基づく実地検査を行うとともに、労働基準監督機関と連携をして適切に対応することを予定している。

3 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4 質問Ⅳについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

5 質問Ⅴについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

6 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会